

## 相模原市私道敷地の寄附等及び整備に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が私道敷地の寄附等を受けて整備をする事業（以下「私道敷地寄附等整備事業」という。）について必要な事項を定め、住みよいまちづくりの実現に寄与し、もって市民の安全確保及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 私道敷地 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第2号の規定による道路(以下「開発道路等」という。)、同項第3号の規定による道路(以下「3号道路」という。)、同項第5号の規定により特定行政庁が指定した道路(以下「位置指定道路」という。)又は同条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に定める道路若しくは相模原市認定外道路管理条例(平成17年相模原市条例第145号)第2条第1号に定める認定外道路以外の道路(以下「私道2項道路」という。)を構成する土地及び隅切地
- (2) 支障物件 生垣、門、塀、擁壁等の工作物又は立竹木等であって、この要綱による道路の整備に支障となるもの又は道路法第32条第1項に基づく占用許可の条件に適合しないもの
- (3) 段差 この要綱により整備する道路の側溝計画高さとし私道敷地の高さとの高低差

### (私道敷地寄附等整備事業の内容)

第3条 私道敷地寄附等整備事業の内容は、私道敷地に対する路面舗装及び排水構造物等の設置とし、相模原市道路標準構造図その他関係基準に基づき行うものとする。

### (私道敷地寄附等整備事業を実施するための要件)

第4条 私道敷地寄附等整備事業を実施するための私道敷地に備える要件は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 一路線全ての私道敷地が市に寄附されること。
- (2) 私道敷地が分筆されており、当該敷地の現況並びに登記図面及び開発道路等又は位置指定道路の図面が一致していること。
- (3) 私道2項道路にあつては、当該道路の敷地と隣接地との境界を明らかにした図面が作成されており、当該道路の敷地の隣接土地所有者から境界の承諾を得られていること。
- (4) 道路管理に支障となる私権の設定がないこと又は解除することが可能なこと。
- (5) 支障物件が存しないこと。
- (6) 私設上水道施設が存しないこと。
- (7) 私設下水道施設がある場合は、下水道管理者との間で当該施設の取扱いについて協議済みであること。
- (8) 開発道路等又は位置指定道路にあつては各々の基準による隅切が、3号道路又は私道2項道路にあつては道路の交差部に両側斜辺長2メートル以上の隅切が、確保されていること。
- (9) 開発道路等にあつては開発道路等となった日から、位置指定道路にあつては位置指定道路の公告の日から、5年を経過していること。
- (10) 建築物の敷地が接道していること。
- (11) 相模原市道路認定基準要綱(昭和62年9月1日施行)に定める要件(道路の延長に係るものを除く。)を備えていること。この場合において、延長35メートル未満の行き止まり道路である場合は、転回広場等の設置に係る要件については、適用しない。
- (12) 雨水排水について、公共用地を経由して既存の公共排水施設への流下が可能であること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項第1号中「一路線」とあるのは、3号道路にあつては「道路法第2条第1項に定める道路又は第7条第1項の規定による道路整備の申請が同時になされた他の道路(以下「公道」という。)から公道に接続するまでの範囲又は一方の端部のみが公道に接続する場合は当該端部からもう一方の端部までの範囲」と、私道2項道路にあつては「公道から公道に接続するまでの範囲」と読み替えるものと

する。

(事業を実施するための要件の特例)

第5条 前条第1項第1号の規定については、市長がやむを得ないと認める場合に限り、私道敷地の寄附に代えて、私道敷地を無償により使用することの承諾（以下「無償使用承諾」という。）によることができるものとする。

2 前条第1項第9号の規定のうち位置指定道路については、第3条に規定する整備（雨水排水の切替工事を除く。）を要しない場合は、同号中「5年」とあるのは「1年」と読み替えることができる。この場合において、位置指定道路の公告の日から5年が経過するまでの間は、市は、道路の改良工事（舗装の打換え工事、その他これらに類する工事）を行わないものとする。

3 前条第1項各号に定める要件を備えていない場合であっても、市長が指定する日までに備えることが見込めるときは、当該要件を満たしているものとみなすことができる。

4 市長は、やむを得ない理由により土地を寄附できない者がいる場合であって、別に定める要件を満たしているときは、路面舗装に限り行うことができる。

(私道敷地寄附等整備事業の申請)

第6条 私道敷地寄附等整備事業の実施を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 私道敷地寄附等整備事業申請書(第1号様式)

(2) 隣接土地所有者承諾書(第2号様式)

2 申請者は、市との連絡調整等を円滑に行う必要がある場合は、代表者を選任し、代表者届出書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(事業決定等)

第7条 市長は、申請書の内容の審査及び現地の調査を行い、私道敷地の寄附受納等の可否を私道敷地寄附等整備事業申請結果通知書(第4号様式)により通知するものとする。

2 市長は、次条第3項に規定する所有権移転等の登記が完了し、又は次条第5項に規定する無償使用承諾書受納書により通知し、私道敷地寄附等整備事業の実施

を決定した時は、私道敷地寄附等整備事業決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(所有権移転等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する通知をした後、私道敷地の調査を行い、関係土地所有者の協力を得て道路境界の確定を行うものとする。

2 私道敷地の所有者は、所有権移転等の嘱託登記に必要な書類で別に定めるものを、市長の指定する日までに提出しなければならない。ただし、私道敷地の寄附に代えて無償使用承諾により私道敷地寄附等整備事業を実施する場合は、土地無償使用承諾書(第6号様式)を提出するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出を受けた後、速やかに私道敷地の所有権移転等の嘱託登記を行うものとする。

4 市長は、所有権移転の登記が完了したときは、寄附受納完了通知書(第7号様式)により通知するものとする。

5 市長は、無償使用承諾書を受納したときは、無償使用承諾書受納書(第8号様式)により通知するものとする。

(段差解消の補償)

第9条 段差により車両等の出入りに支障が生じる場合で、市長が補償の必要を認めるときは、別に定める基準により段差解消費用を補償することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき補償するときは、私道敷地の所有者と補償契約を締結するものとする。

3 私道敷地の所有者は、前項の補償費用の支払いを請求するときは、請求書を市長に提出するものとする。

(道路の維持管理)

第10条 市長は、この要綱により整備した道路について、以後、適切な維持管理を行うものとする。ただし、第5条第4項の規定により路面舗装をした道路につ

いては、所有者の責任により維持管理を行うものとする。

(無償使用承諾地の取扱い)

第11条 市長は、第8条第2項の規定に基づき土地無償使用承諾書を提出した者が、その後、当該事業に係る私道敷地の寄附を申し出たときは、その寄附を受けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和5年4月1日以降に、第6条に規定する私道敷地寄附等整備事業の申請がなされたものから適用し、同日前に申請がなされたものについては、廃止前の相模原市寄附道路整備及び狭あい道路拡幅整備に関する要綱(平成27年4月1日施行)及び相模原市私道舗装整備要綱(平成27年4月1日施行)の規定の例による。